

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

たので、同条第二項により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
土地改良区の解散(農村整備課)
土地改良法による換地計画の決定(〃)
土地改良事業の認可(〃)
県道の区域の決定(道路課)
県道の区域の変更(〃)
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(河川課)
- ◇ 選管告示 資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出
- ◇ 正 誤 平成六年十二月二十一日付鳥取県人事委員会規則第十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第四十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

指定番号	種 別	図 書		表示された発行記号等	発 行 所 名
		題 号	類 別		
5463	雑誌その他 の刊行物	お隣の姉さん 11月号	雑誌	02291-11	株式会社 サトウ出版
5464	〃	ザ・ジュガー 1995.12	雑誌	04167-12	株式会社 サトウ出版
5465	〃	アニア 1996.2	不	明	三共出版 株式会社
5466	〃	イマクラの達人 純情エンジェル10月号増刊	雑誌	05360-10/30	株式会社 青島
5467	〃	ギヤルズ・ブライ 1995.9	雑誌	02993-9	株式会社 グインプレス
5468	〃	ゼツツピ 9月号	雑誌	14443-9	株式会社 グインプレス
5469	〃	さくらんぼ通信 1995.9	雑誌	14013-9	株式会社 大書房
5470	〃	ミルキー通信 1995.9	雑誌	08407-9	株式会社 大書房
5471	〃	オレソング通信 1995.11	雑誌	02189-11	株式会社 東京三世社
5472	〃	午後後の若妻	不	明	株式会社 トリム
5473	〃	淫虐の虜	S-042		ハードディスク カンパニー
5474	〃	真夜中の微笑	BOOK NO. ANG-52		ビーナス エンターテインメント
5475	〃	セックスオナーカー	ANPY-15		ビクター エンターテインメント

5476	〃	天の果てまで一緒に遊ぼう	NO. 60	北陽出版
5477	〃	古 妙 の 性 遊 戯	NO. 81	北陽出版
5478	〃	すばい体験してみたい	NO. 82	北陽出版
5479	〃	漫 画 ユ ー ト ピ ア 2月号	雑 誌 08937-2	株式出版 笠倉社
5480	〃	漫 画 ピ ン ク タ イ ム 10月号	雑 誌 18383-10	三和株式会社
5481	〃	漫 画 フ ァ ン ト ピ ア ス ペ シ ャ ル 2月号	雑 誌 18349-2	株 式 會 社 龍 倉
5482	〃	C O M I C ダ ン シ ャ 漫 画 タ イ ン ナ イ ト 2月増刊号	雑 誌 コ ー ド 05980-2/15	辰 巴 出 版 會 社
5483	〃	テ ェ ン パ ー ナ 7 実話時代9月号増刊	雑 誌 15278-9	株 式 會 社 マ ン ナ ー
5484	録画テープ	販売禁止AV秘ルート(●)編集朝岡実嶺	GM-0110	株 式 會 社 グ ラ ム

鳥取県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、島土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る南大山区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年二月五日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(中山間地域総合整備事業東郷地区農道整備)を平成八年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年二月二日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	鳥取鹿野倉吉線	区 間	東伯郡三朝町大字三朝字椋谷口九八七―三地先から同字九八七―四地先まで	敷地の幅員 (メートル)	一八・〇 二一〇・〇	敷地の延長 (メートル)	二七・〇
-----	---------	-----	------------------------------------	-----------------	---------------	-----------------	------

鳥取県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年二月二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	鳥取鹿野倉吉線	区 間	東伯郡三朝町大字三朝字株湯六四三―二地先から同大字字塚田九六七―七地先まで		変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	変更前		六・九 三〇・〇	三四六・〇			
	変更後	一五・〇 四〇・八	三四六・〇				

鳥取県告示第五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十一月二十五日 鳥取県指令受都計三―二第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市博労町三丁目一八五

田中窯業有限会社

代表取締役 舞立 嘉之

鳥取県告示第五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年八月十一日 鳥取県指令受都郡土維八第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字久能寺字鐘突堂、字谷田、字狐塚及び字棟塚

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限会社

代表取締役 墨土 健英

鳥取県告示第五十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

境漁港管理者

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成五年十一月二日 鳥取県指令受河第二百九十二号

三 しゅん功の認可の年月日

平成八年一月二十六日

四 埋立区域

平成五年十一月二日鳥取県指令受河第二百九十二号による免許に係る埋立区域

(一) 位置

境港市岬町四五―三九並びに同市昭和町九―三及び九―四に接する国有地の地先

公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び③の地点と①の地点とを結ぶ計画高水位(D・Lプラス一・〇五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 高尾山三等三角点(北緯三五度三三分三四・二六二秒東径一三三度一四分五・二三八秒)から一四四度一八分〇二秒二、二四五・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八五度三〇分七〇・九メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五五度三〇分三・一メートルの地点

(三) 面積

二、四七三・一二メートル

五 関係図書の閲覧場所

境港市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年二月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	常田たかよし政経懇話会	主たる事務所の所在地	鳥取市栄町二〇四	異動事項	新	届出年月日	平成七年四月十四日
親邑会	あべ峯雄後援会	政治団体の名称	あべ峯雄後援会	主たる事務所の所在地	西伯郡西伯町大字福成一三三二	平成七年五月九日	
亀尾大洋後援会 大洋会	あべ峯雄後援会	主たる事務所の所在地	西伯郡西伯町大字福成一三三二	主たる事務所の所在地	西伯郡西伯町大字福成一〇九〇	平成七年五月一日	
		主たる事務所の所在地	鳥取市布勢六〇八	主たる事務所の所在地	安部峯雄後援会	平成七年五月九日	
		主たる事務所の所在地	鳥取市新町一〇三	主たる事務所の所在地	鳥取市元町二二一	平成七年四月十四日	

正 誤

平成六年十二月二十一日公布の鳥取県人事委員会規則第十八号（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 十八 下 四 給与条例、給与条例